

人	事	労	務	関	連	コ	ラ	ム	【	6	】	健	康	保	険	法				
こ	の	法	律	は	、	同	じ	社	会	保	険	で	あ	る	厚	生	年	金	保	
険	法	と	、	根	幹	は	共	通	し	て	い	ま	す	。	こ	の	法	律	は	、
労	働	者	と	そ	の	被	扶	養	者	の	業	務	外	の	事	由	に	よ	る	
疾	病	・	負	傷	・	死	亡	・	出	産	に	関	し	て	保	険	給	付	を	
行	う	も	の	で	す	。	労	働	保	険	と	比	べ	て	保	険	料	が	高	
く	、	労	働	保	険	よ	り	も	強	制	的	に	保	険	適	用	に	な	る	
範	囲	が	狭	く	な	っ	て	い	ま	す	。	給	付	の	種	類	は	、	療	
養	の	給	付	、	入	院	時	食	事	療	養	費	、	入	院	時	生	活	療	
養	費	、	保	険	外	併	用	療	養	費	、	療	養	費	、	訪	問	看	護	
療	養	費	、	移	送	費	、	傷	病	手	当	金	、	埋	葬	料	、	出	産	
育	児	一	時	金	、	出	産	手	当	金	、	高	額	療	養	費	、	高	額	
介	護	合	算	療	養	費	等	が	あ	り	ま	す	。	健	康	保	険	組	合	
の	場	合	は	、	全	国	健	康	保	険	協	会	の	場	合	よ	り	も	、	
給	付	が	優	遇	さ	れ	て	い	る	場	合	が	多	い	で	す	。	自	己	
の	故	意	の	犯	罪	行	為	に	よ	り	、	又	は	故	意	に	給	付	自	
由	を	生	じ	さ	せ	た	と	き	は	、	保	険	給	付	は	行	い	ま	せ	
ん	。	闘	争	・	泥	酔	・	著	し	い	不	行	跡	に	よ	っ	て	給	付	
自	由	を	生	じ	さ	せ	た	と	き	は	、	保	険	給	付	を	行	わ	な	
い	事	が	出	来	ま	す	。													